

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(2024年度)

住 所 千葉県市川市八幡3-3-1

事業者名 京成バス株式会社
代表者名 代表取締役社長 加藤 浩一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの導入	ノンステップバスを69台導入する予定（2024年度）	ノンステップバスを71両導入した。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降のための教育	新人乗務員全員に対して車椅子のお客様の乗降介助について研修を行う。また、車椅子のお客様の利用が多い営業所を中心に車種ごとのスロープ板や車椅子固定具の使用方法について教育を行っていく。	全乗務員に対し車椅子旅客の乗降時の作業マニュアルを携行させ介助方法の周知を図った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降を円滑に行うための支援	車椅子客乗降時の作業マニュアルを携帯させ、車椅子のお客様への乗降介助方法を周知徹底する。	全乗務員に対し車椅子旅客の乗降時の作業マニュアルを携行させ介助方法の周知を図った。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内放送による案内の徹底 バスロケーションシステムによる情報提供	車内案内放送のマニュアルを携帯させ、場面ごとにお客様への案内内容を周知徹底することで十分な情報の提供を行う。 WEB上で到着予測時刻やバス位置情報が検索できる「京成バスナビ」による旅客案内を引き続き行っていく。	・全乗務員に対し車内案内放送マニュアル携行を徹底し、必要な情報の提供を図った。 ・営業所、定期券発売所にて配布している路線図、及び利用者の多い停留所に「京成バスナビ」にアクセスできるQRコードを記載し周知を図った。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	新人乗務員を対象として、車椅子のお客様の乗降支援に関する教習を実施すると共に、高齢のお客様の挙動について研修を行う。	2024年度は新人運転士100名に対し、乗降支援に関する教習を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮に

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内での優先席、車椅子スペースの周知	バス車内において、優先席や車椅子のお客様が乗車された際に使用されるスペースについて周知するための掲示を行い、その他のお客様に移動の円滑化に対する適正な配慮を求めている。	優先席、車椅子のお客様が利用されるスペースにピクトグラムを貼付け周知を行っている。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページ上での公表

(4) その他

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2025年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	795	629	612	17	0	0	0	166	163	1	4	3	0	0	
年度内に 供用を開始した車 両数	77	71	71	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を廃止した車 両数	79	77	69	8	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	
年度末車 両数	793	623	614	9	0	0	0	170	167	1	4	3	0	0	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。